

第 3 号議案

平成 3 0 年 度

亀岡市水道事業会計補正予算（第 2 号）

平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度亀岡市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算（第1号）第2条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設管理業務委託等経費	平成30年度から平成31年度まで	14,887千円
水道料金システム保守等業務委託経費	平成30年度から平成35年度まで	16,470千円

平成30年11月26日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

債務負担行為に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	事 業 収 益
水道施設管理業務 委託等経費	千円 14,887		千円	平成30年度から 平成31年度まで	千円 14,887	千円 14,887
水道料金システム 保守等業務委託経 費	16,470			平成30年度から 平成35年度まで	16,470	16,470